

沖合域（EEZの大部分）において、自然環境保全法第22条に基づく自然環境保全地域を指定する場合の手の概要は以下の通り。なお、陸域等における自然環境保全地域の指定とは異なり、EEZに居住する住民やEEZを行政区域とする地方公共団体は存在しないため、住民による意見書の提出や地方公共団体への協議に係る手続はない。

【利害関係人・国民】

【環境省】

【他省庁（出先含む）】

